

財政福祉委員会 請 願 一 覧

令和7年5月12日(月)

○ 健康福祉局関係 (新規分)

令和7年請願第4号 従来の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出に関する件

○

(保留分)

令和5年請願第4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書提出に関する件

○

令和5年請願第13号 物価高に即した年金増額及び公的年金制度の改善を求める意見書提出に関する件

○

令和6年請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める件

○

令和6年請願第11号 名古屋市の国民健康保険制度及び介護保険制度の改善を求める件

令和7年請願第4号

従来の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出に関する件

請願者 緑区

マイナ保険証一本化反対実行委員会

代表 濱 篤 将 周

要 旨

政府は、2024年12月2日より従来の健康保険証の新規発行を停止させる制度改正を行った。

従来の健康保険証の新規発行停止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上大きな問題がある。さらにオンライン資格確認等のシステム上での不具合がまだまだ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、マイナ保険証の利用率は2024年12月時点でも25.42%と普及しているとは言い難い状況である。

また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない状況が生まれている。これは地域医療の維持にも深刻な影響を与えかねない。

我が国は、いつでも、どこでも、誰もがが必要な時に国内で等しく医療を受けることができる国民皆保険制度を採用しているが、上記のような状況になれば、同制度は機能不全に陥りかねない。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念される。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 従来の健康保険証とマイナ保険証を両立させること。

令和5年請願第4号

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書提出に関する件

請願者 熱田区
愛知県医療介護福祉労働組合連合会
執行委員長 渡 邊 一

要 旨

政府は、看護職員や介護職員等の社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとして、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、看護職員処遇改善評価料と介護職員等ベースアップ等支援加算を新設した。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民の命と健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものである。しかし、賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出している。とりわけ、看護職員処遇改善評価料においては、就労看護職員約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8000余りある医療施設の内、対象は2720施設とわずか1.5%にすぎない。

コロナ禍において国民の命や健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種だけではない。政府が、全産業平均の所定内賃金よりも低い水準に置かれているケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきである。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整えたにも関わらず、その病床が埋まらなかったために補助金返還を強要する国の対応は本末転倒である。そして、診療報酬・介護報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきである。

ついては、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と人員増が図られ、医療・介護事業が安定的に維持発展するために、次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につながるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 2 全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

(参 考)

令和5年9月 5 日 保 留
令和6年5月16日 保 留
令和6年9月 3 日 保 留

令和5年請願第13号

物価高に即した年金増額及び公的年金制度の改善を求める意見書提出に関する件

請願者 西区

全日本年金者組合愛知県本部

委員長 渡 辺 義 巳

要 旨

老齢年金をはじめ障害年金、遺族年金の2023年度改定は、物価上昇率を大きく下回るものとなっている。

急激な物価上昇が進行する中で、月額10万円に満たない低年金受給者は2千万人を超えていると考えられ、特に女性の低年金の実情は深刻さを増している。

憲法第25条第1項に基づくナショナルミニマム保障として、物価高に即した年金増額及び公的年金制度の改善が強く求められている。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

~~1 2024年度の年金額改定は物価上昇率に基づき増額すること。~~

2 国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分月額3万3千円を全ての高齢者に支給すること。

(参 考)

令和6年2月6日	第1項	不採択
	第2項	保 留
令和6年5月16日	第2項	保 留
令和6年9月3日	第2項	保 留

令和6年請願第6号

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める件

請願者 北区
名古屋市内支部協議会
議長 大 矢 俊 夫

要 旨

70歳以上の高齢者の約半数は、加齢性の難聴と推定されている。難聴になると家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、会話や人と会う機会が減ってしまう場合が少なくない。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、鬱状態や認知症の要因となる危険性も専門家から指摘されている。

聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるものが補聴器である。補聴器は加齢性難聴者の生活を支える有効な手段と言えるが、高額なうえに保険適用がないため全額自己負担となり、補聴器の所有率は欧米諸国と比べて極めて低い状況にある。

ついては、高齢になっても心身ともに健やかに過ごすことができるよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 国に対して加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設を要請すること。
- 2 名古屋市独自の加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を早期に創設すること。
- ~~3 名古屋市が実施する特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査に聴力検査を組み入れること。~~

(参 考)

令和6年11月11日	第1項及び第2項	保 留
	第3項	不採択

令和6年請願第11号

名古屋市の国民健康保険制度及び介護保険制度の改善を求める件

請願者 中川区

名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会

代表 坂 野 逸 朗

要 旨

名古屋市の2024年度の1人当たりの平均年間国民健康保険料は、前年比で7492円引き上げられた。夫婦と小学生2人、所得276万円、介護なしの4人世帯で試算すると、年間42万円もの保険料となり、協会けんぽの約2倍である。国民健康保険に加入している人の多くは無職と非正規雇用の人たちで、高い保険料が生活を圧迫している。

市の負担を増やす、均等割額の引下げを10%にする、子どもの均等割額を免除するなど大幅に引き下げることが必要である。

また、誰もが無理なく払える介護保険料・介護保険利用料は市民の切実な願いである。65歳以上の市民が払う介護保険料の基準額は月額6950円と県内で最も高いにもかかわらず独自の減免制度さえない。さらに国は施設入所者が払う食費・居住費の低所得者負担を重くした。特別養護老人ホームの待機者は減らず、名古屋市内唯一の公設公営の厚生院を守ることが必要である。

ついては、誰もが健康で、生き生きと暮らせる制度の充実に向け、次の事項の実現をお願いする。

- 1 市の負担を増やし、国民健康保険料を大幅に引き下げること。
- 2 国民健康保険料の均等割額の引下げを現在の5%から10%に拡大すること。
- 3 18歳までの子どもに係る均等割を全額免除すること。
- 4 国民健康保険料の減免制度を拡充すること。
- 5 国民健康保険料滞納者に対して、差押えの強化ではなく、生活再建の支援を強めること。
- ~~6 市の負担を増やし、介護保険料を大幅に引き下げること。~~
- 7 介護保険料と介護保険利用料の減免制度を創設するとともに、施設入所者への食費・居住費等の補助制度を拡大すること。
- ~~8 特別養護老人ホームの待機者を解消するためにも、名古屋市厚生院特別養護老人ホームの廃止計画を中止すること。~~
- 9 介護従事者の処遇を改善し、人員不足を解消すること。

(参 考)

令和6年12月18日	第1項～第5項、第7項及び第9項	保 留
	第6項及び第8項	不採択